

投資信託説明書  
(交付目論見書)

2017.12.6



# DATA INSIGHT

投資戦略に革新を。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年2回	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

この目論見書により行うGS ビッグデータ・ストラテジー(外国株式)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成29年11月20日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月6日にその届出の効力が生じております。

- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：2兆708億円(2017年9月末現在)

資本金：4億9,000万円(2017年11月20日現在)

グループ資産残高(グローバル)：1兆2,105億米ドル(2017年6月末現在)

## ～計量モデルにおけるビッグデータやAI(人工知能)の活用について～

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデルでは、投資対象銘柄について、数多くの多面的な評価基準に基づいて評価し、組入銘柄を決定しています。これらの評価基準の開発において、財務諸表などの伝統的なデータに加え、ニュース記事やウェブ・アクセス量などの非伝統的データも活用されます。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントではこれらのデータ(ビッグデータを含みます。)の活用を競争力の源泉とみなしており、近年その利用割合を増やしているだけでなく、そのデータの種類や利用方法も進化しています。機械学習に代表されるAI技術は、一部の評価基準においてデータ分析プロセスで活用され、特にアナリスト・レポートやニュース記事等のテキストデータを読み込む評価基準において活用されます。最終的な評価基準の選定および組入銘柄の決定は、計量投資戦略グループのシニア・ポートフォリオ・マネジャーが監督しています。

## ファンドの目的

日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- 1 日本を除く先進国の株式を主な投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
- 2 ビッグデータやAI(人工知能)を活用したゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資します。
- 3 原則として為替ヘッジは行いません。
- 4 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)をベンチマーク\*とし、長期的にこれを上回る投資成果を獲得することをめざします。

\*ベンチマーク:運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

※本ファンドの主要投資対象は日本を除く先進国の株式です。運用においてビッグデータやAIなどを利用しますが、ビッグデータやAIなどのテクノロジー関連企業に特化して投資するものではありませんのでご注意ください。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は本ファンドおよびコクサイ計量株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式および為替の運用(デリバティブ取引にかかわる運用を含みます。)を行います。なお、文脈上に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

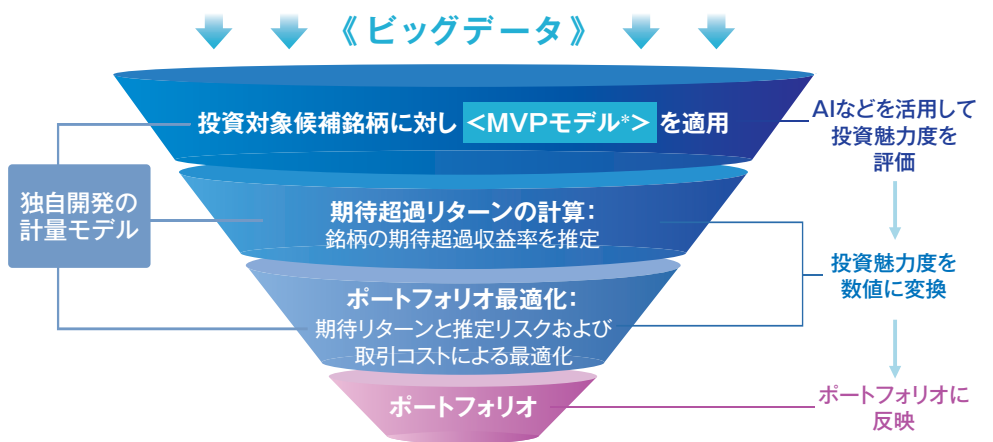
ファンドの運用方法

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルを用いた運用では情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体にわたる本ファンドの運用に適した運用手法であると考えます。

投資プロセス  
〈組入銘柄決定までの流れ〉

- 最新のビッグデータや市場／業績データ等に基づいて、日々、投資対象候補銘柄すべてにMVPモデル\*を適用し、投資魅力度を自動的に評価します。
- 投資対象候補銘柄の①リターン予測、②リスク推定、③取引コスト推定を行い、ポートフォリオの最適化を図ります。

ビッグデータ等の多彩な情報からポートフォリオ構築までの流れ



\*個別銘柄のリターンを予測するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発のモデル

〈個別銘柄の評価方法〉

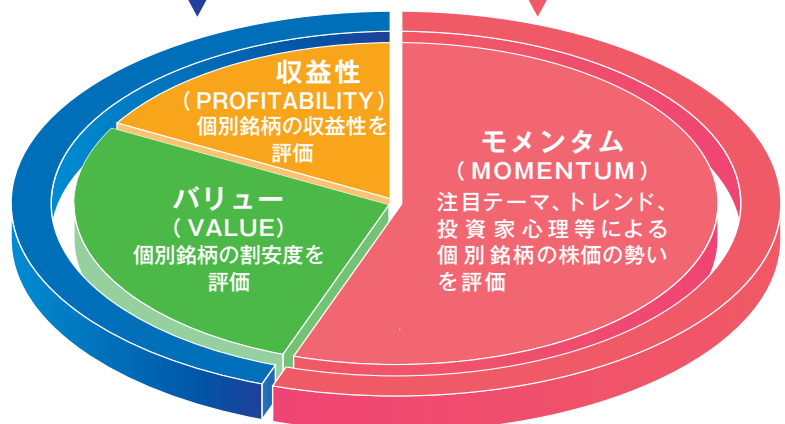
- MVPモデルにおいて、さまざまな評価基準から構成されるモメンタム、バリュー、収益性の3つの投資テーマを通して、個別銘柄の投資魅力度を判定します。
- ビッグデータやAIなど最新のテクノロジーを用いた評価基準以外にも、市場データや財務データなどの伝統的な評価基準も含めて総合的に評価します。

〈MVPモデル〉

3つの投資テーマによる評価

ファンダメンタルズ

テクニカル

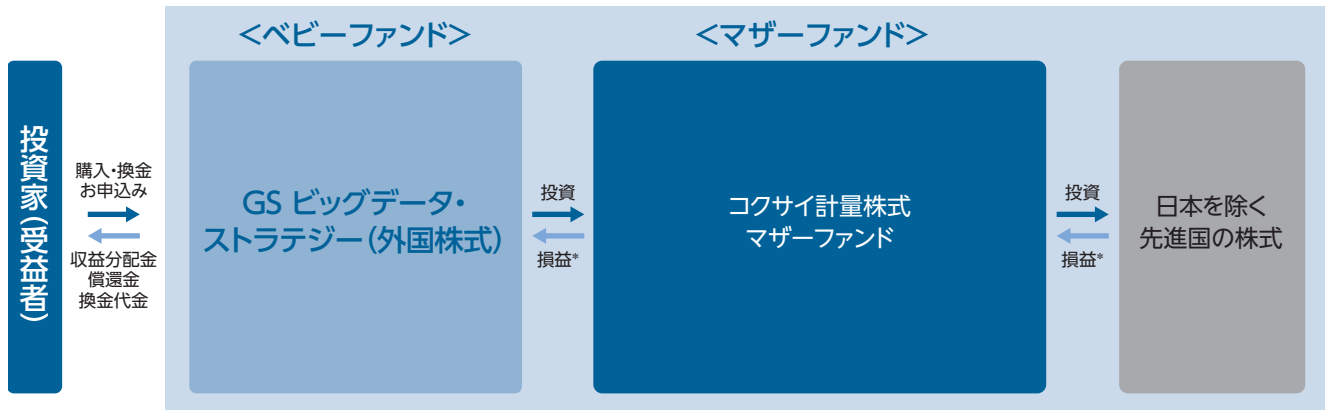


上記は概念図であり、実際の評価の割合とは異なることがあります。

上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的に行われています。上記投資プロセスは変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## ファンドの仕組み

本ファンドは、ファミリーファンド方式で行います。  
ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年6月25日および12月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万円=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2018年6月25日とします。

## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因

#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本を除く先進国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界の株式市場の下落局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性がありますと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

#### 為替変動リスク

本ファンドは日本を除く先進国の株式を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

### 留意点

#### 計量運用に関する留意点

本ファンドでは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量モデル群を用いた複数の戦略が実行されます。ビッグデータやAIの利用を含む計量モデルに従う運用がその目的を達成できる保証はなく、ボトムアップ手法によるアクティブ運用やパッシブ運用など他の運用手法に対して優位性を保証するものでもありません。なお、計量モデルにはビッグデータやAI以外の定量要素も利用されます。計量モデルの改良・更新は継続的に行われており、ビッグデータやAIの利用方法については将来変更されることがあります。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、モデルにより選択された銘柄や市場動向は必ずしもこの仮説が想定する動きを示さない場合があります。また、ある時点でモデルが有効であったとしても、市場環境の変化等により、その有効性が持続しない可能性もあります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼし、本ファンドのパフォーマンスがベンチマークを下回ったり、投資元金が割り込む可能性があります。

### その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

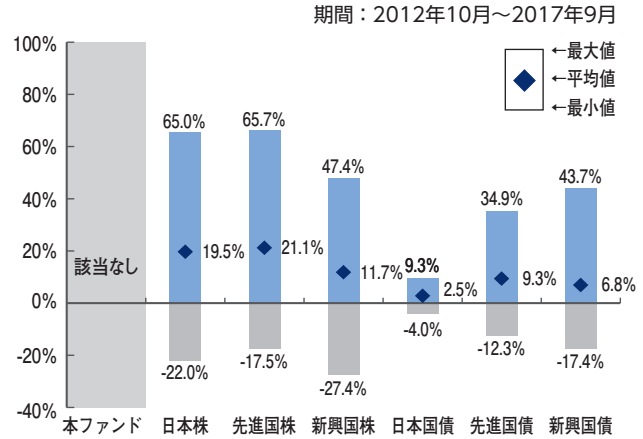
## 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2017年12月19日から運用を開始するため、  
有価証券届出書提出日(2017年11月20日)現在、該当事  
項はありません。

### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- 本ファンドは2017年12月19日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### ●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

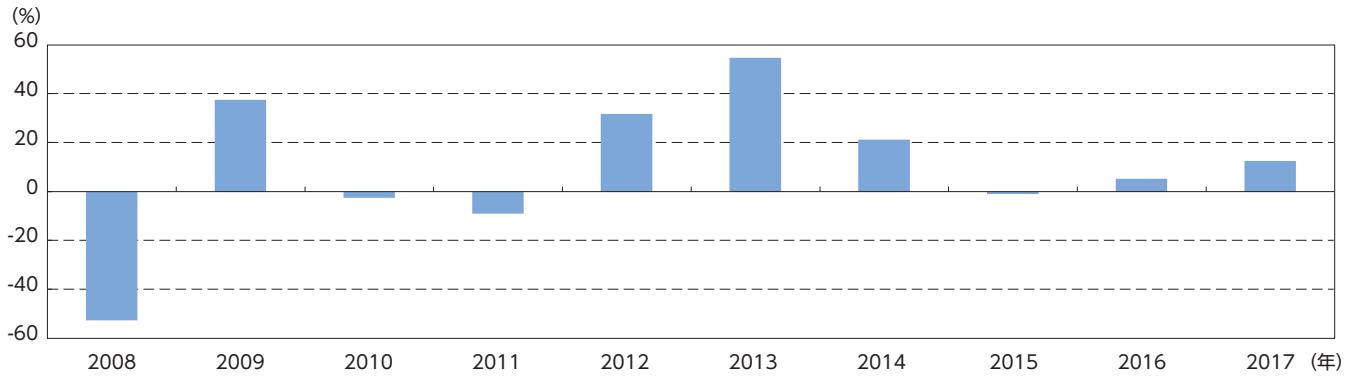
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2017年12月19日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、本ファンドは資産を有していません。  
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

## 年間収益率の推移

※本ファンドのベンチマークの年間収益率です。



●2017年は1月から9月末までの収益率を表示しています。

●ベンチマーク(MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円ベース))はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。



## お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間：2017年12月6日から2017年12月18日まで 継続申込期間：2017年12月19日から2019年3月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	当初申込期間：当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間：販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	販売会社によって異なります。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間とします。 継続申込期間：「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消する場合があります。
信託期間	原則として無期限(設定日：2017年12月19日)
繰上償還	純資産総額が60億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	年2回(毎年6月25日と12月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。) ※初回決算日は2018年6月25日とします。
収益分配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	当初申込期間：100億円を上限とします。 継続申込期間：1兆円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

## ■ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
購入時	購入時手数料	<p>購入価額に<b>3.24% (税抜3%)</b>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p>										
換金時	信託財産留保額	なし										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対して <b>年率1.3284% (税抜1.23%)</b></p> <p>内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先の配分 および 役務の 内容</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</p> </td> <td> <p>購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</p> </td> <td> <p>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</p> </td> <td> <p>年率0.648% (税抜0.60%)</p> <p>年率0.648% (税抜0.60%)</p> <p>年率0.0324% (税抜0.03%)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p>	支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	販売会社	受託会社			<p>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</p>	<p>購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</p>	<p>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</p>	<p>年率0.648% (税抜0.60%)</p> <p>年率0.648% (税抜0.60%)</p> <p>年率0.0324% (税抜0.03%)</p>
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	販売会社	受託会社							
			<p>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</p>	<p>購入後の情報管理 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</p>	<p>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</p>	<p>年率0.648% (税抜0.60%)</p> <p>年率0.648% (税抜0.60%)</p> <p>年率0.0324% (税抜0.03%)</p>						
信託事務の諸費用	<p>監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p>											
随時	その他の費用・手数料	<p>有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>										

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、2017年11月20日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



